

貯金事業からのお知らせ

年利 1.5%

貯金事業とは、貯金加入者からお預かりした資金を効率的に運用し、その運用益を加入者へ還元することによって、福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

組合員であれば、いつでも加入することができます。ただし、任意継続組合員は加入することができません。

加入をご希望される場合は、共済事務担当課にある「貯金加入申込書及び印鑑届」に必要事項を記入し、同課へご提出ください。

なお、「貯金加入申込書及び印鑑届」の他、「貯金払戻（解約）請求書」や「臨時積立申込書」などの貯金関係書類も共済事務担当課にあります。

■払戻及び解約送金

区分	1回目	2回目
2月	15日（木）	27日（火）
3月	15日（木）	29日（木）
4月	13日（金）	26日（木）

- ・解約は2回目に送金します。
- ・「貯金払戻（解約）請求書」の締切日は各所属所により異なりますので、共済事務担当課にお問い合わせください。
- ・「貯金払戻（解約）請求書」の印鑑が届出印と相違した場合は送金することができませんので、届出印が不明の際はお早めに共済事務担当課へご確認ください。